

国立大学法人奈良教育大学文書決裁規則

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成18年 8月30日規則第83号  
改正 平成23年 3月24日規則第22号  
改正 平成24年 3月30日規則第29号  
改正 平成25年 9月20日規則第21号  
改正 平成26年 3月19日規則第 9号  
改正 平成27年 7月29日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学文書処理規則（平成16年奈良教育大学規則第172号）第10条第3項の規定に基づき、文書の名義及び決裁に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則で「決裁」とは、それぞれの起案文書（以下「文書」という。）について、発信名義者（以下「名義者」という。）の承認を得ることを言う。

(決裁の原則)

第3条 文書は、すべて名義者の決裁を受けなければならない。

(決裁事項)

第4条 文書の決裁事項及び名義者については、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要なものについては、上司の承認を得るものとする。

(文書の経由)

第5条 学長の決裁を要する文書は、すべて理事の承認を経なければならない。

(専決事項)

第6条 別表第2の事項欄に掲げる事項の決裁については、第3条の規定にかかわらず、専決者欄に掲げる者（以下「専決者」という。）が専決するものとする。

(専決者の報告)

第7条 専決者は、必要があるときは、専決した事項を上司に報告するものとする。

(代理決裁)

第8条 文書の決裁者が不在の場合、緊急に処理すべき事項が生じたときは、別表第3の代理決裁を行う者欄に掲げる者（以下「代決者」という。）が、代理決裁することができるものとする。

2 代決者は、事後速やかに当該決裁者に報告して、その承認を得なければならない。

(調整)

第9条 第6条に定める専決事項その他この規則の運用に関し疑義のあるときは、事務局長の決するところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第83号）

この規則は、平成18年8月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。ただし、附属図書館の改組に係る事項については、平成18年3月24日とする。

附 則（平成23年規則第22号）

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則（平成24年規則第29号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第21号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第9号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第39号）

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表第1 文書の決裁事項及び名義者

事 項	名 義 者
1 法令等に基づく主管官公庁への協議、承認等の申請及び報告に関するもの 2 学則その他重要な諸規則の制定、改廃に関するもの 3 大学の重要な儀式、行事等に関するもの 4 大学の重要な人事に関するもの 5 学部、課程その他重要な施設の設置、改廃に関するもの 6 大学の運営方針に関するもの及びその他教育研究に関連のある重要なもの 7 予算に関するもののうち概算要求、予算配分の方針その他特に重要なもの 8 学生の身分、厚生補導に関するもののうち特に重要なもの 9 文書のうち学長名（文部科学省共済組合奈良教育大学支部長を含む。）又は大学名（文部科学省共済組合奈良教育大学支部名を含む。）を持って処理すべきもの 10 その他部局長が特に必要と認めたもの	学長(支部長)
文書のうち理事名をもつて処理することが適当と認められるもの	理事
文書のうち副学長名をもつて処理することが適当と認められるもの	副学長
1 文書のうち事務局長名をもつて処理することが適当と認められるもの 2 事務局の所掌事務に関するもの	事務局長
1 文書のうち図書館長名をもつて処理することが適当と認められるもの 2 図書館の所掌事務に関するもの	図書館長
文書のうち附属学校（園）長名をもつて処理することが適当と認められるもの	附属学校（園）長
文書のうち保健センター長名をもつて処理することが適当と認められるもの	保健センター長
文書のうち次世代教員養成センター長名をもつて処理することが適当と認められるもの	次世代教員養成センター長
文書のうち国際交流留学センター長名をもつて処理することが適当と認められるもの	国際交流留学センター長
文書のうち特別支援教育研究センター長名をもつて処理することが適当と認められるもの	特別支援教育研究センター長
文書のうち理数教育研究センター長名をもつて処理することが適当と認められるもの	理数教育研究センター長
文書のうち自然環境教育センター長名をもつて処理することが適当と認められるもの	自然環境教育センター長

照会、回答、調査、報告又は通知等で課長名をもつて処理することが が適当と認められるもの	課長
--	----

## 別表第2 専決事項

部 局	事 項	名義者	専決者
各部局 共通	(1) 法令等に基づき学長名とする主管官公庁への協議、申請、調査、報告等のうち、定型的又は軽易な文書	学長	事務局長
	(2) 学長名とする諸証明のうち、定型的又は軽易な文書	学長	課長又は 附属学校 (園)長
	(3) 学長名とする学外への通知、照会、回答等のうち、定型的又は軽易な文書	学長	事務局長
	(4) 学長、事務局長又は図書館長の名とする学外への通知、照会、回答等のうち、特に軽易な文書	学長、事務 局長又は 図書館長	課長、主幹 又は附属 学校(園) 長
	(5) 課長の休暇(30日を超える場合を除く。次号において同じ。)の承認及び週休日又は代休日の指定・職務専念義務の免除に関する文書	学長	事務局長
	(6) 事務職員(事務局長及び前号に掲げる者を除く。)の休暇の承認及び休日又は代休日の指定・職務専念義務の免除に関する文書	学長	課長主幹 又は附属 学校(園) 長
	(7) 事務職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する文書の検印	学長	課長主幹 又は附属 学校(園) 長
	(8) 事務職員の妊娠中又は出産後の女子職員の健康診査及び保健指導並びに妊娠中の女子職員の通勤緩和に関する職務専念義務の免除に関する文書	学長	事務局長
	(9) 事務職員の産前又は産後の就業制限に関する文書	学長	事務局長
	(10) 課長及び主幹の旅行命令に関する文書	学長	事務局長
	(11) 事務職員(事務局長及び前号に掲げる者を除く。)の旅行命令に関する文書	学長	課長主幹 又は附属 学校(園) 長
	(12) 学部、大学院及び各センターの教育職員の休暇の承認及び休日又は代休日の指定・職務専念義務の免除に関する文書	学長	副学長(企 画担当)
	(13) 学部、大学院及び各センターの教育職員の旅行命令及び大学の業務に係る学外者の旅行依頼に関	学長	副学長(企 画担当)

	する文書		
	(14) 学部、大学院及び各センターの教育職員の研修の承認に関する文書	学長	副学長（企画担当）
	(15) 附属学校教育職員の休暇の承認及び休日又は代休日の指定・職務専念義務の免除に関する文書	学長	附属学校（園）長
	(16) 附属学校教育職員の旅行命令及び附属学校の業務に係る学外者の旅行依頼に関する文書	学長	附属学校（園）長
	(17) 附属学校教育職員の研修の承認に関する文書	学長	附属学校（園）長
	(18) 公印の作成・改刻及び廃止	学長	事務局長
総務課	(1) 事務職員の任免及び給与・休職・復職等に関する文書	学長	事務局長
	(2) 職員統一採用試験事務室の採用候補者名簿の提示請求及び採用結果の通知に関する文書	学長	総務課長
	(3) 事務職員の割愛依頼及び回答に関する文書	学長	事務局長
	(4) 職員の俸給決定に関する協議、普通昇給、俸給の切替に関する文書	学長	事務局長
	(5) 事務職員の特別昇給の決定に関する文書	学長	事務局長
	(6) 職員の諸手当の決定（勤勉手当の成績率を除く。）及び請求に係る事実の確認に関する文書	学長	総務課長
	(7) 勤勉手当の成績率の決定に関する文書	学長	事務局長
	(8) 非常勤職員（講師及び学校医等を除く。）の任免及び給与の決定に関する文書	学長	事務局長
	(9) 外国人教員の契約締結報告に関する文書	学長	総務課長
	(10) 兼業に関する照会並びに回答文書	学長	総務課長
	(11) 人事記録に関する文書	学長	総務課長
	(12) 育児休業の許可等に関する文書	学長	事務局長
	(13) 職員の退職手当の支給に関する文書	学長	事務局長
	(14) 人事統計報告その他の定期報告に関する文書	学長	総務課長
	(15) 外国人研究者の国際交流会館入居に関する文書	学長	事務局長
	(16) 職員の健康診断の実施及び事後措置に関する文書	学長	事務局長
	(17) 業務・通勤災害の認定及び申請並びに補償及び福祉施設の実施に関する文書	学長	事務局長
	(18) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の手続きに関する文書	学長	総務課長
	(19) 共済組合（出納に関するものを除く。）に関する重要な文書	支部長	事務局長（出納役）
	(20) 共済組合（出納に関するものを除く。）に関する軽易な文書	支部長	総務課長（出納主任）
	(21) 給与支払い状況及び報告書に関する文書	学長	総務課長
	(22) 職員の勤労者財産形成貯蓄等事務（協定書の締	学長	総務課長

	結を除く。)に関する文書		
	(23) 事務職員の研修に関する計画及び実施に関する文書	学長	事務局長
	(24) 大学教員の海外渡航に関する文書	学長	副学長(企画担当)
	(25) 職員のレクリエーションの実施に関する文書	学長	事務局長
	(26) 大学概要、規則集、その他刊行物の編集・発行に関する文書	学長	事務局長
	(27) 特別支援教育就学奨励費に関する文書	学長	事務局長
企画連携課	(1) 国際交流に係る定型的な調査報告文書	学長	事務局長
	(2) 公開講座に関する実施計画、案内、資料、実施報告書等の編集、発行文書	学長	事務局長
	(3) 大学改革等の調査に関する文書	学長	事務局長
財務課	(1) 会計事務に係る規程等の制定、改廃文書	学長	事務局長
	(2) 会計検査院等の検査及び監査に関する文書	学長	事務局長
	(3) 会計機関の命免等に関する文書	学長	事務局長
	(4) 予算要求に関する文書	学長	事務局長
	(5) 受託研究の契約に関する文書	学長	事務局長
	(6) 寄附金の受払に関する文書	学長	財務課長
	(7) 寄附金受払報告に関する文書	学長	財務課長
	(8) 一般(指名)競争参加者の資格審査及び名簿登録に関する文書	学長	事務局長
	(9) 試験研究用アルコールの購入申請等に関する文書	学長	財務課長
	(10) 固定資産等台帳の記帳に関する文書	学長	財務課長
	(11) 固定資産等の取得、貸付、保管、移管及び処分 の承認に関する文書	学長	事務局長
	(12) 宿舍の設置等に関する文書	学長	事務局長
	(13) 宿舍の貸与及び明渡猶予に関する文書	学長	財務課長
	(14) 宿舍の使用料の決定に関する文書	学長	財務課長
	(15) 宿舍の模様替及び自動車保管場所に関する文書	学長	財務課長
	(16) 共済組合のうち、出納に関する文書	支部長	財務課長
施設課	(1) 施設実態調査、施設長期計画等に関する文書	学長	事務局長
	(2) 概算要求、実施計画等に関する文書	学長	事務局長
	(3) 一般競争参加者(工事関係のみ)の資格審査、名簿登録及び報告に関する文書	学長	事務局長
	(4) 建築関係法令等に基づく承認、許可等の申請、届出、報告等に関する技術的又は軽易な文書	学長	施設課長
	(5) 工事に伴う仮設物設置等の許可に関する文書	事務局長	施設課長
	(6) 工事契約に伴う報告、設計業務及び管理業務の外注に伴う報告等に関する文書	事務局長	施設課長
	(7) 施設の維持保全に関し、諸官庁への届出及び諸報	学長	施設課長

	告等に関する技術的又は軽易な文書		
	(8) 電気、通信、ガス、水道等の申込等に関する文書	学長	施設課長
教務課	(1) 学生の学外実習、見学等に係る依頼等に関する文書	学長	教務課長
	(2) 授業計画の変更等に関する学生への通知文書	学長	教務課長
	(3) 教育実習に関する依頼、礼状文書	学長	副学長（教育担当）
学生支援課	(1) 学生の旅客運賃割引証及び通学証明書の発行文書	学長	学生支援課長
	(2) 学生の掲示の許可	事務局長	学生支援課長
	(3) 日本学生支援機構等の奨学生等に係る調査報告文書	学長	学生支援課長
	(4) 学生広報の編集・発行に関する文書	学長	事務局長
	(5) 学生の就職に関する推薦及び紹介・調査報告文書	学長	副学長（教育担当）
	(6) 学生寄宿舎の入・退去の手続に関する文書	学長	学生支援課長
	(7) 留学生の国際学生宿舎入居に関する文書	学長	学生支援課長
	(8) 外国人留学生に係る入国査証申請書等証明書の発行に関する文書	学長	副学長（教育担当）
入試課	(1) 入学手続等に関する通知文書	学長	事務局長
	(2) 入学試験に関する調査、統計、報告文書	学長	事務局長
図書館	(1) 文献複写料金徴収猶予許可に関する文書	学長	図書館長
	(2) 図書館資料の相互利用に関する文書	図書館長	教育研究支援課長
	(3) 文献複写に関する文書	図書館長	教育研究支援課長
	(4) 図書館資料の寄贈依頼に関する文書	図書館長	教育研究支援課長
	(5) 学外者の図書館利用許可に関する文書	図書館長	教育研究支援課長

別表第3 代決者

決裁者	代理決裁を行う者
学長	理事
理事	事務局長又は副学長
副学長	事務局長
事務局長	教務課長、入試課長、学生支援課長、教育研究支援課長、企画連携課長、総務課長、財務課長又は施設課長
図書館長	教育研究支援課長
附属学校（園）長	当該附属学校（園）教頭
保健センター長	学生支援課長
次世代教員養成センター長	次世代教員養成センター長の指名した者
国際交流留学センター長	国際交流留学センター長の指名した者
特別支援教育研究センター長	特別支援教育研究センター長の指名した者
理数教育研究センター長	理数教育研究センター長の指名した者
自然環境教育センター長	財務課長
課長	副課長（副課長を置かない事務部局にあっては所管係長）